

各務原市建設工事共同企業体取扱要綱

(平成16年11月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の発注する建設工事に係る共同企業体に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の安定的な施工を確保するために工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体の施工対象工事は、原則として、建築工事については設計額等が1億5,000万円以上の工事と、その他の工事については設計額等が1億円以上の工事とする。ただし、工事の規模、性格等により共同企業体による施工が適切でない認められる場合は、この限りでない。

(結成方式)

第4条 共同企業体は、あらかじめ市長が示した要件を満たした有資格者が任意に結成するものとする。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、2から4までとする。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の等級区分（各務原市指名競争入札参加者選定要綱（昭和43年1月31日決裁。以下「選定要綱」という。）第3条に定める等級区分をいう。）により、原則として最上位等級及び第2位等級に格付されている者の組合せであることとする。

(構成員の技術的要件等)

第7条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 代表構成員にあつては、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有する者であること。
- (2) すべての構成員にあつては、発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) すべての構成員にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格者を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の出資比率)

第8条 共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、原則として次の各号に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は30パーセント以上
- (2) 3者の場合は20パーセント以上

(3) 4者の場合は10パーセント以上

(代表者の要件)

第9条 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であることとする。

(共同企業体の協定書)

第10条 共同企業体の協定書は、特定建設工事共同企業体協定書(別記)によるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、協定書の一部を変更して使用することができるものとする。

(資格審査の申請)

第11条 資格審査の申請をしようとする共同企業体は、所定の入札参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書

(2) 構成員一覧表(様式第1号)

(3) その他指定された書類

(資格審査及び格付の決定)

第12条 市長は、前条の規定により申請があったときは、構成員全員について適格性を審査し、選定要綱第3条の規定により格付を決定するものとする。ただし市長が特別の理由があると認めるときは、格付を行わないものとする。

(入札)

第13条 入札は、構成員全員が記名押印した入札書により行うこととする。ただし、一構成員に他の構成員全員が入札の権限を委任した場合は、当該代理人名で行うことができるものとする。

(契約)

第14条 契約書には、特定建設工事共同企業体協定書を添付し、構成員全員の記名押印をするものとする。

(契約の保証)

第15条 共同企業体が請負う工事において市長が特に定めるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16及び規則第29条から第31条に規定する保証を付さなければならない。

(共同企業体の存続期間)

第16条 共同企業体の存続期間は、特別な理由のある場合を除いて、第11条の規定により資格審査を申請した日から、当該工事を請負った共同企業体にあつては、当該工事が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体にあつては、当該工事に係る請負契約が締結されるまでとする。

(共同企業体編成表)

第17条 工事を請負った共同企業体は、請負契約締結後、速やかに共同企業体の運営委員

会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表（様式第2号）を提出しなければならない。

（変更の届出）

第18条 共同企業体は、第11条に定める書類及び前条に定める共同企業体編成表の記載事項に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年2月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成19年1月10日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱による改正後の各務原市建設工事共同企業体取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札から適用する。

附 則（平成20年3月31日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月15日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年2月23日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年3月6日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月 日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）各務原市発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

（注）構成員数に応じて適宜記載すること。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

(注) 構成員数に応じて適宜記載すること。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、各務原市へ申請書類として1通提出するものとする。

〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

(注) 構成員数に応じて適宜記載すること。

構 成 員 一 覧 表

商号又は名称					計
許可番号		() 許可号	() 許可号	() 許可号	/
許可年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
許可を受けている建設業		他 工事業種	他 工事業種	他 工事業種	
工事種類 年間平均 完成工事高	主として請負う工事 (工事)	千円	千円	千円	千円
	その他の工事	千円	千円	千円	千円
完成工事高計		千円	千円	千円	千円
自己資本額		千円	千円	千円	千円
建設業に従事する職員					
技術者数	主として請負う工事 (工事)	1級			
		2級			
		その他			
その他の評価項目 (社会性等)					/
経営状況分析総合 評点					
総合評定値 (工事)					

共同企業体編成表

共同企業体運営委員会		氏名		会社名	
	委員長 委員 委員 委員 委員				
共同企業体工事事務所 所長		氏名		会社名	
工務長		氏名		会社名	
事務長		氏名		会社名	
監理技術者				資格	資格者証番号
氏名		会社名			
主任技術者					
氏名		会社名			
氏名		会社名			
氏名		会社名			
氏名		会社名			